

通行禁止道路通行許可記載要領

受付時間及び 許可証交付日	受付時間	平日8:30～16:30(当日受理 平日8:30～16:00) ⇒申請日を含む5日後(土日祝日・年末年始を除く)の8:30から交付可能
	交付時間	平日8:30～16:30
① 年月日	警察署へ申請書を提出する日を記入してください。	
② 警察署長名	四国中央警察署長	
③ 申請者	申請者が法人の場合、会社等の名称、代表者氏名、所在地を記入してください。	
④主たる運転者	申請に係る車両を最も多く運転する方の氏名を記載してください。	
⑤車両の種類	大型乗用・普通貨物・普通乗用・原動機付自転車等 自動車検査証（車検証）の記載と異なりますので注意して下さい。	
⑥番号標に表示 されている番号	ナンバープレートに表示されている番号を記載して下さい。	
⑦運転の期間	通行禁止区間（歩行者用道路等）に自宅が含まれる場合は3年 それ以外は1年が許可の範囲になります。 ※ 車検証の記載内容を変更していない場合は車検証の記載事項変更に必要な期間 （2か月）しか許可できません。 ※※ 申請時に記載誤りが多い箇所ですので、窓口で確認の上記載して下さい。	
⑧通行しようと する通行禁止道 路の区間	目的地まで通行するために必要な最短距離しか許可できません。 ※ 申請時に記載誤りが多い箇所ですので、窓口で確認の上記載して下さい。	
⑧添付書類	通行禁止道路通行許可申請書 2通 通行経路図（地図） 2通 車検証のコピー 2通 通学証明書等 1通 （学校・こども園等に通学・通園の場合） （通学証明書等の入手方法は各学校・こども園等にお問い合わせ下さい。） ※ 集配関係の場合は契約書等が必要となる場合があります。	
	通行経路図には通行する経路をマーカーで色分けして下さい。 ※修正テープなどで訂正をしないでください。	
⑨やむを得ない 理由	通勤・通学・自宅車庫があるため・荷卸しのため等通行の理由を記載して下さい。 近道のため等、通行禁止道路を通行しなくても目的地まで通行可能な場合は 原則として許可の対象になりません。	

その他注意事項	・ 3 月～4 月にかけては特に申請件数が多く、受付窓口にてお待ちいただくことがあります。
	・ 申請書の様式は愛媛県警察ホームページからダウンロード可能です。
	・ 不明な点はお問い合わせ下さい。
	問い合わせ先 四国中央警察署交通課許認可係 0896-24-0110

記載例

別記様式第六（第十条関係）

通行禁止道路通行許可申請書			
① 令和 年 月 日			
② 四国中央警察署長 殿			
③申請者		住所	四国中央市〇〇町〇〇番地
		氏名	四国 太郎
主たる		住所	四国中央市〇〇町〇〇番地
④			
運転者		氏名	四国 太郎
⑤車両の種類	普通乗用	⑥番号標に表示 されている番号	愛媛〇〇〇あ 1 2 3 4
⑦運転の期間	令和 年 月 日 時 分から令和 年 月 日 時まで		
⑧通行しようとする 通行禁止道路の区間	四国中央市〇〇町□□番地先 から 四国中央市●●町■番地先 までの間		
⑨やむを得ない理由	通勤のため・送迎のため 自宅車庫があるため・荷物の積み下ろしのため等		
第 号			
通行禁止道路通行許可証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条件			
年 月 日			
四国中央警察署長 印			